

令和元年台風第19号災害復旧工事の発注に伴う入札・契約制度改正について

令和元年台風第19号の災害により、今後災害復旧工事の発注が多数見込まれております。災害復旧を円滑に進める必要があることから、台風第19号に伴う災害復旧工事の入札条件緩和及び入札手続きの簡略化を次のとおり行います。

1 主任技術者の専任義務の緩和

法令等に基づき、次のとおり兼務を認めます。

請負金額	通常	災害復旧工事
3,500万円以上	兼務不可	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり調整を要する工事で、かつ工事現場の間隔が10km程度の近接した場所において施工する工事に限り、2件まで兼務を認める。
3,500万円未満	2件まで可	条件なし

建築一式の場合7,000万円

【注】監理技術者の兼務は不可

2 現場代理人の常駐義務の緩和

工事の現場代理人について、兼任を認める工事の対象範囲を次のとおり拡大します。

通常	災害復旧工事
受注した2件の箇所指定工事の請負金額合計が2,500万円未満 発注上限額2,500万円未満の単価契約工事を2件 請負金額1,250万円未満の箇所指定工事1件と発注上限額2,500万円未満の単価契約工事1件を受注した場合	請負金額(単価契約の場合発注上限額)が2,500万円未満の工事2件 請負金額(単価契約の場合発注上限額)が2,500万円以上の場合でも、現場代理人と主任技術者が同一人物で、主任技術者が兼務する工事2件

### 3 等級区分の参加条件緩和

より多くの業者の入札への参加を促すため、等級区分による参加条件を緩和し、直近下位等級の業者まで参加を認めます。

【参考】本年度土木一式工事の発注標準

土木一式	A	860～	特定	4,000万円以上
			一般	2,000万円以上7,000万円未満
	B	760～859	特定	1,000万円以上8,000万円未満
			一般	500万円以上7,000万円未満
	C	～759	特定・一般	4,000万円未満

【例1】 予定価格5,000万円の土木一式工事

通常：総合点数760点以上の特定・一般許可業者（A・Bランク）

災害復旧工事：全業者参加可（A・B・Cランク）

【例2】 予定価格7,500万円の土木一式工事

通常：総合点数760点以上の特定許可業者（A・Bランク）

災害復旧工事：特定許可業者全者参加可（A・B・Cランク）

予定価格7,000万円以上の工事は特定建設業許可が入札参加条件となります。

### 4 地域要件の一部緩和

予定価格3,000万円未満の工事については、旧津久井地域と旧相模原市域間で地域要件を付して発注しておりますが、入札不調などの状況に応じ、地域要件を緩和して発注します。

### 5 見積期間の短縮・入札方式の変更

必要な案件について、法令に基づき見積期間を5日程度短縮して発注します。

なお、1億円以上の工事につきましては原則総合評価方式を適用することとなっておりますが、見積期間を短縮する場合などは、通常の一般競争入札により実施します。

### 6 手持制限の緩和

台風第19号の災害復旧工事については、手持制限の対象外として発注します。

### 7 一般競争入札における入札参加資格の事後審査

現在一般競争入札の参加資格確認（ ）については、入札参加申請終了後参加者全者について審査を行い、翌々日に資格確認結果を通知しておりましたが、台風第19号の災害復旧工事については、開札後落札候補者のみ資格の確認を行います。

参加資格確認について

入札公告に定める、入札参加登録の業種認定、建設業許可の状況、総合点数、実績などについて審査し、結果を入札参加業者へ通知するもの。

< 問合せ先 >

企画財政局財務部契約課  
直通電話 042 (769) 8217  
対応責任者 大塚